附　則

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　三の9の(3)のイ及びロの改正規定　平成二十四年十一月十七日

二　三の9の(4)のニ及びホの改正規定中アゼルバイジャンに係る部分　平成二十四年十一月二十九日

三　三の9の(4)のニの改正規定中モロッコに係る部分　平成二十四年十二月十八日

四　三の9の(4)のニの改正規定中ペルーに係る部分　平成二十四年十二月二十五日

○国土交通省告示第千三百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四百七十号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年十一月十七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　東京都立川市曙町一丁目三十一番一号立川クレスト・ロータスビル二階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部東京西部都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千三百十三号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

| 工区番号 | | |